

介護予防・日常生活支援総合事業（要支援１・２、事業対象者）

訪問型サービス

- ・ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスが受けられます。

通所型サービス

- ・通所介護施設（デイサービスセンター）などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練、趣味などを通じた高齢者の集いの場の提供などが受けられます。

その他の生活支援サービス

- ・栄養摂取や食事の調理に支障のある高齢者の栄養改善を目的とした配食サービスや、安否確認が取りにくいひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守りサービスなどが受けられます。

介護予防・日常生活支援総合事業（すべての６５歳以上の方）

一般介護予防事業

- ・６５歳以上で主に自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。